

第2章 海難等事故災害対策計画

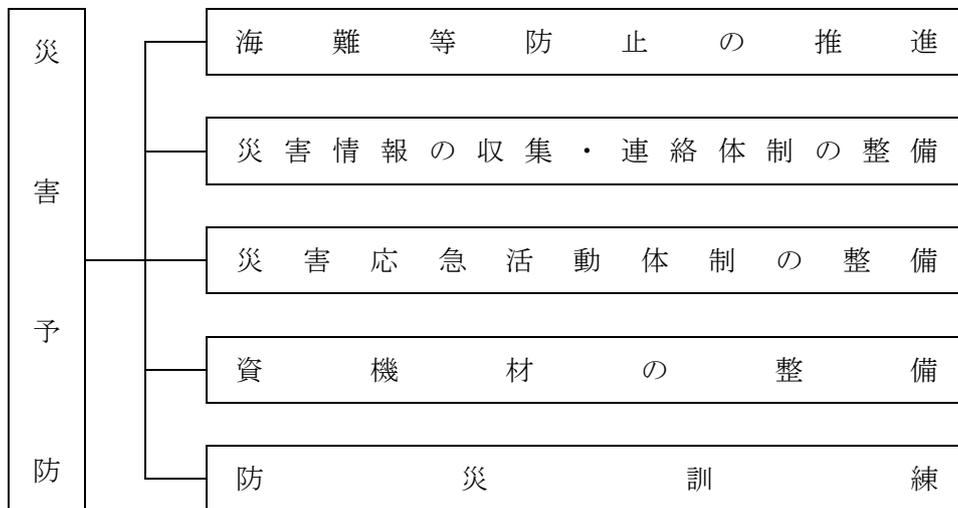
第1節 災害予防

第1 基本的な考え方

1 趣旨

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難等事故の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海難等事故を未然に防ぐため、海難等防止活動を推進するとともに、海難等事故発生時の効果的な応急対策に備えるため、情報収集・伝達体制や民間救助組織の活用等を含む応急活動体制の整備、資機材の整備など基本的な対策を推進する。

2 対策の体系



3 留意点

この海難等事故災害対策計画に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

第2 海難等防止の推進

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、島根県水難救済会、海上・湖上運送事業者

1 基本的事項

船舶海難事故の発生原因を見ると、見張り不十分、操船不適切等の運航の過誤や機関取扱不良などの人為的要因によるもの大半を占めている。このような要因による海難等を防止するため、海難等防止思想の普及・高揚並びに海難等防止に関する知識・技能の習得及び向上を図る。

2 海難等防止思想の普及

第八管区海上保安本部等の船舶安全運航対策の関係機関は、訪船指導、海難防止講習会等を通じて、海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、運航管理規程の遵守、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等を指導し、必要に応じて是正・改善を勧告する。また、地域の特性を踏まえ、台風等の自然災害による海難を防止するための海難防止強調運動、プレジャー関係者を含む海事関係者を始め広く国民を対象とし、海難防止思想の普及及び高揚を図ることに重点を置いた海難防止の強調運動を展開する。

県、沿岸市町村、一般財団法人海上災害防止センター、島根県水難救済会、運送事業者は、それぞれの立場に応じて海難等防止思想を普及する。

3 海上・湖上交通環境の整備

県（港湾管理者）及び第八管区海上保安本部は、防波堤、航路等の整備を図ることにより、管轄海域及び本県の港湾・漁港内における海上・湖上交通の安全性の向上に努める。

4 運航管理規程等の作成

海上運送事業者は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第10条の2の規定に基づき、運航管理規程を作成し、運航管理者の選任等船舶の運航の管理の組織並びに実施の基準及び手続に関する事項その他輸送の安全を確保するため事業者及び従業員が遵守すべき事項を定めておく。

5 船内の巡視

海上・湖上運送事業者は、船舶の安全な運航を確保するため、「火災予防船内巡視実施要領」に基づき、毎航海出港直後及び航海中の一定時期に、火災予防船内巡視を実施し、火災の予防及び早期発見に努める。

第3 災害情報の収集・連絡体制の整備

1 基本的事項

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難等の発生により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の情報を収集・伝達する必要がある。このため、県、市町村、第八管区海上保安本部及びその他防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みを整備する。

2 情報通信設備の整備の推進

◆実施機関 県（土木部、警察本部）、第八管区海上保安本部、沿岸市町村、消防本部、石見地区排出油等防除協議会、島根県水難救済会、海上・湖上運送事業者

県、第八管区海上保安本部ほか防災関係機関は、大規模な海難等事故災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、必要に応じ航空機、巡視船などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

3 総合防災情報システムの活用

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課）、市町村、防災関係機関

県は、総合防災情報システムにより災害情報を収集し、端末が設置された市町村及び防災関係機関への的確に伝達できるよう、日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

第4 災害応急活動体制の整備

1 基本的事項

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海難等事故が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、県、市町村、第八管区海上保安本部、水難救済会及び海上運送事業者等は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

2 防災組織の整備等

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、島根県水難救済会、海上・湖上運送事業者

(1) 防災組織の整備

県、警察本部、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、島根県水難救済会、運送事業者は、大規模な海難等事故に備え、迅速かつ的確な応急対策を実施することができるよう、それぞれの機関において職員の非常参集体制の整備を図る。

また、大規模な海難等事故に備えた初動体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室等の設営要領等を事前に整備しておく。

(2) 応急活動マニュアルの整備

県（各部）、警察本部、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部及び運送事業者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第5 資機材の整備

1 基本的事項

大規模な海難等事故が発生した場合に、搜索、救急・救助活動を迅速かつ的確に実施するため、有効な防災装備・資機材等の整備を推進する。

2 防災装備等の整備・充実

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部

(1) 各種防災装備等の整備

県、警察本部、沿岸市町村、沿岸消防本部は、搜索活動を実施するための船舶、ヘリコプター、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

第八管区海上保安本部は、搜索、救急・救助活動を実施するための船艇、航空機及び潜水機材等の資機材の整備に努める。

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第6 防災訓練

1 基本的事項

大規模な海難等事故発生時には、県、沿岸市町村、第八管区海上保安本部等の防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施するが、これらの応急対策活動が円滑に行われるよう、機関相互に連携した防災訓練を実施する。

2 総合防災訓練

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、島根県水難救済会、海上・湖上運送事業者

県各部、警察本部、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、島根県水難救済会、運送事業者は、各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図るため、一体となって、初期活動訓練や各防災機関の連携訓練など実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。

3 防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討する。

第2節 災害応急対策

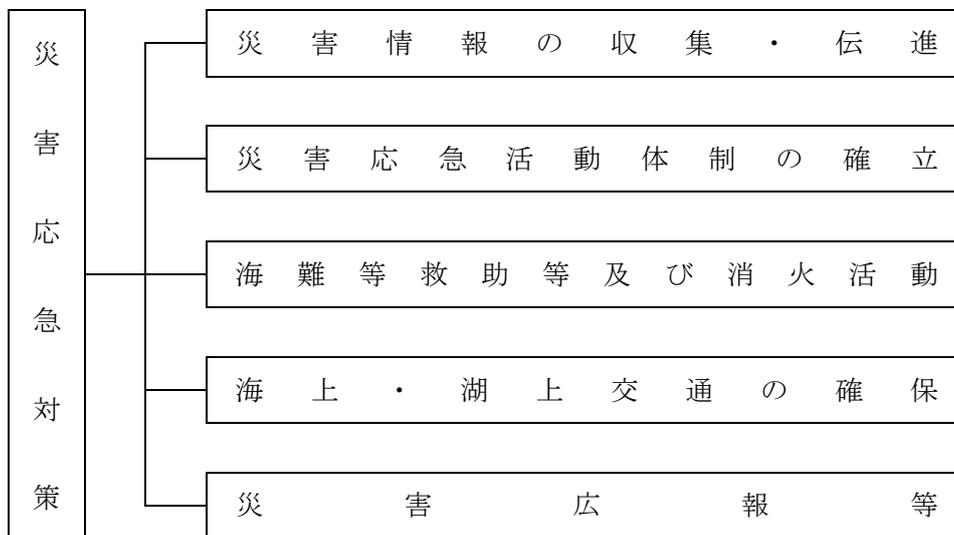
第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模な海難等事故が海洋又は宍道湖内で発生した場合、事故の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、県各部、警察本部、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、日赤、医師会、海上運送事業者等数多くの機関、団体が関与する。

従って、各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努める。

2 対策の体系



第2 災害情報の収集・伝達

1 基本的事項

県、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、島根県水難救済会及び海上・湖上運送事業者は、海難等事故発生時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達することに努める。

海難等事故の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。このため、各機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

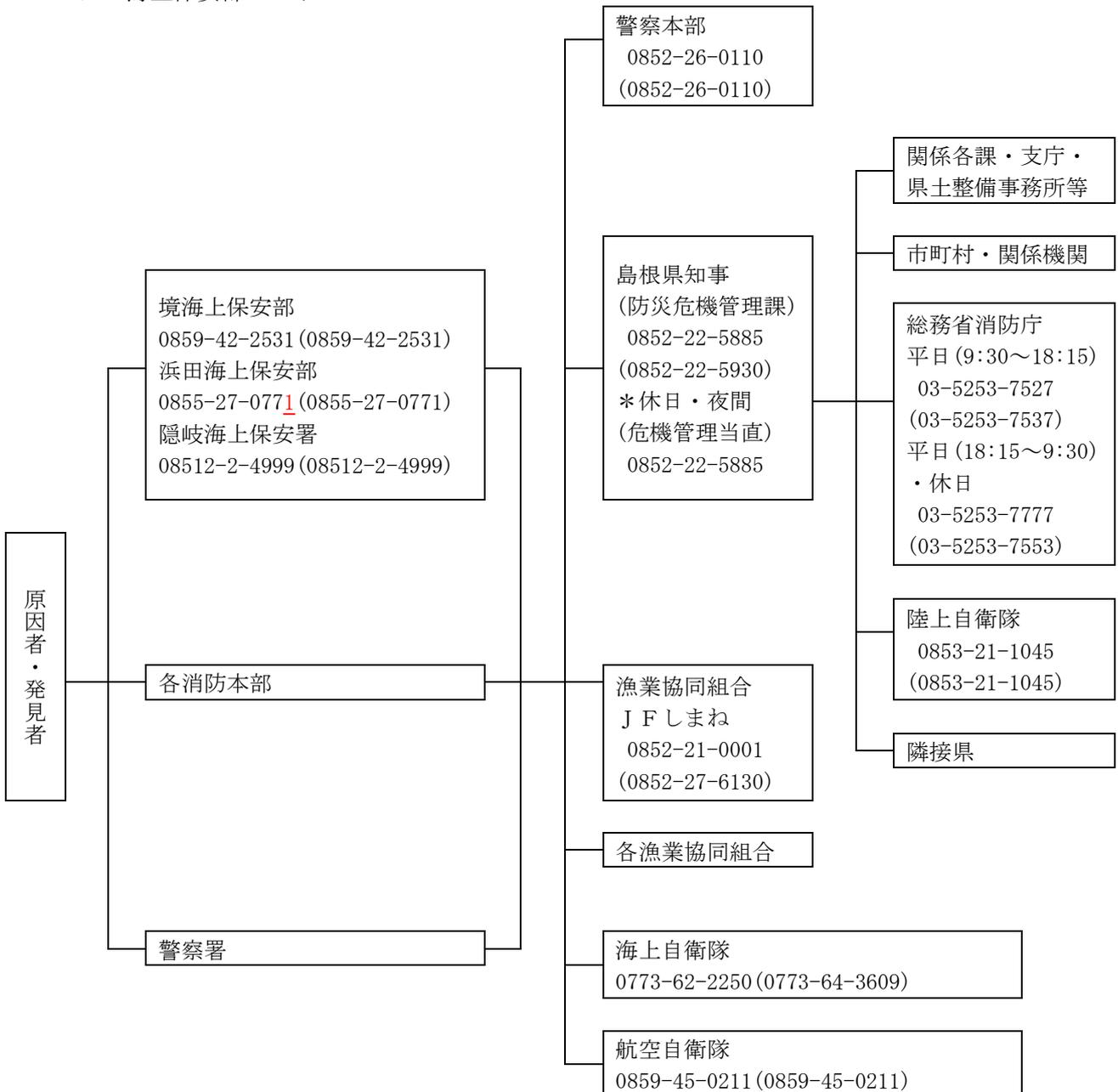
2 情報等の収集・伝達系統

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、島根県水難救済会、海上自衛隊、海上・湖上運送事業者

(1) 情報等の収集・伝達系統

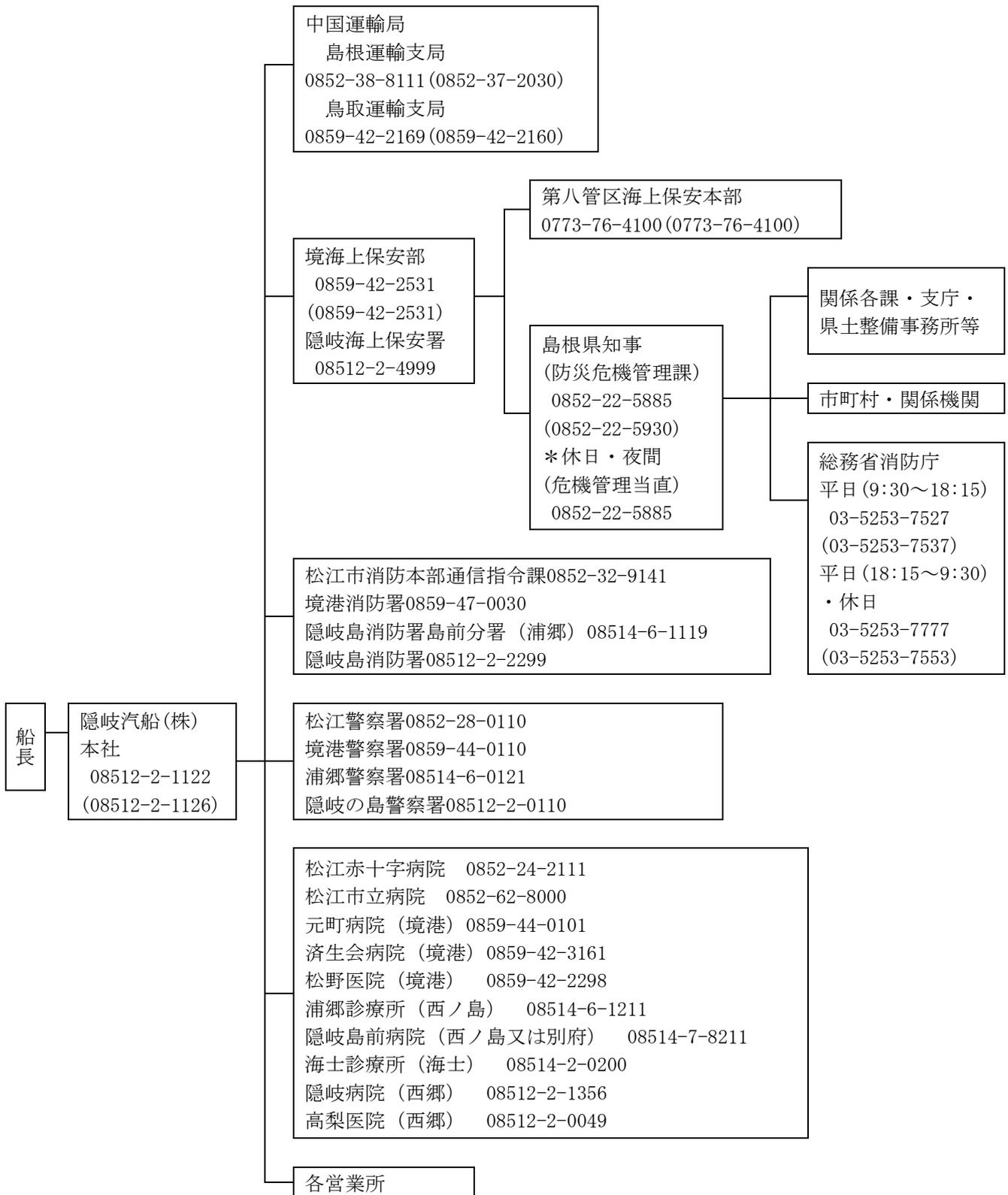
海難等事故発生時の情報等の収集・伝達系統図として、海上保安部ルート及び隠岐汽船ルートを示す。

ア 海上保安部ルート



(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

イ 隠岐汽船ルート



(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記

(2) 情報の収集・把握

概括的な情報も含め被害情報を迅速・確実に収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請により初期の情報収集を行う。

ア 市町村、消防本部等からの情報収集

被災市町村又は周辺市町村から、総合防災情報システム等を通じて情報収集する。

イ 防災関係機関からの情報収集

ライフライン、公共交通関係機関等が把握した情報を電話、FAX等により収集する。また、海上自衛隊又は第八管区海上保安本部等へ災害派遣要請を行い、航空機、ヘリコプター、船艇等を用い監視して得た情報を収集する。

ウ 航空機、ヘリコプター等による情報収集

海上自衛隊や海上保安部の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して収集する。

第3 災害応急活動体制の確立

1 基本的事項

大規模な海難等事故が発生した場合、県、市町村、第八管区海上保安本部、水難救済会等の防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 第八管区海上保安本部等の活動体制

第八管区海上保安本部は、災害が発生したときは、必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。

島根県水難救済会は、災害が発生したときは、海上保安本部、警察、消防、漁協、マリーナ等からの救助要請等を踏まえ、救難所を設置し、救助活動に出動する。

非常本部等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関等との協力体制を確保する。

3 県の活動体制

(1) 関係課の事務分掌

海難等事故に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課 名	分 掌 事 務
防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 関係市町村等との情報連絡に関すること。 関係機関との連絡に関すること。
医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> 県医師会、日本赤十字社島根県支部等との連絡に関すること。 DMA Tの派遣、医療救護班の編成及び派遣に関すること。 医薬品及び衛生材料の調達に関すること。
警備第二課	<ul style="list-style-type: none"> 海難等事故に係る罹災者の救出・救助に関すること。 現地情報の収集に関すること。

(2) 配備体制

県は、海難等事故の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制をとる。

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
海難事故対策本部	船舶が行方不明となるなど、海難等事故が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合	1 防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2 緊急性が高い場合は、防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1 防災部長が決定し、指示する	1 本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 警察本部警備第二課 医療政策課 及び防災部長の指名する職員
		—	2 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する 3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	2 地方機関 防災部長、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員
災害対策本部	災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合	1 知事が決定し、設置する 2 防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、指示が決定し、設置する 3 事故対策本部長(防災部長)が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する	1 知事が決定し、指示する	1 本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 警察本部警備第二課 医療政策課 及び知事の指名する職員
		—	2 緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3 緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	2 地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員

(3) 海難等事故対策本部及び災害対策本部の設置・運営

ア 海難等事故対策本部

(ア) 設置の基準

防災部長は、船舶が行方不明となるなど、海難等事故が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、海難等事故対策本部を設置する。

(イ) 廃止の基準

海難等事故対策本部は、おおむね、次の基準により廃止する。

- a 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。
- b 応急対策が、おおむね終了したと認められるとき。

イ 災害対策本部

知事は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（6階講堂）を設営する。

(4) 広域応援体制

知事は、海難等事故による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

(5) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、海難等事故による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

4 関係市町村の活動体制

関係市町村は、大規模な海難等事故が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

5 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関（第八管区海上保安本部を除く。）、指定公共機関、指定地方公共機関等は、大規模な海難等事故が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

6 海上・湖上運送事業者

海上・湖上運送事業者は、海難等事故が発生した場合には、速やかに運航管理規程及び事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の極限を図るとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制及び非常対策本部設置等必要な体制をとる。

第4 海難等救助等及び消火活動

1 基本的事項

県、警察本部、市町村、消防本部、第八管区海上保安本部その他の防災関係機関は、海難等事故が発生したときは、船舶、航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索、人命救助、救急活動、消火活動を実施する。

2 海難救助等

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、警察本部）、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、島根県水難救済会、海上・湖上運送事業者、島根県医師会、日本赤十字社島根県支部

(1) 捜索救助

警察本部、消防本部、第八管区海上保安本部は、船舶の海難、人身事故等が発生したときは、相互に連携して、速やかに船舶、航空機等によりその捜索救助を実施する。

(2) 水難救護

遭難船舶の救助に当たっては、海上保安官署において実施するほか、水難救護法に基づき、おおむね、次のとおり実施する。

ア 実施責任者

遭難船舶の救護は、水難救護法第3条に基づき、その地先海面を行政区域とする市町村長が行う。

イ 発見者の措置

遭難船舶のあることを発見した者は、水難救護法第2条に基づき、市町村長、警察官又は海上保安官に通報し、通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに市町村長に通知する。

ウ 市町村長の措置

遭難船舶のあることを認知した市町村長は、直ちに現場に臨み、必要な処分を行うとともに、警察官及び海上保安官に通報する。

エ 応援

市町村長は、自ら水難救護を行うとともに、必要に応じて次の機関に応援協力を要請する。

(ア) 警察署

(イ) 海上保安官署

(ウ) 社団法人水難救済会救難所

(エ) 隣接市町村

(オ) 海上輸送関係機関

(カ) 県

オ その他

(ア) 遭難船舶の救護は、人命保護のため又は船長に悪意があると認められる場合を除いては、船長の意志に反してこれを行うことはできない（水難救護法第5条）。

(イ) その他水難救護に必要なことは、水難救護法の定めるところによる。

(3) 医療救護

県は、市町村及び消防本部、DMA T指定医療機関、島根県医師会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、海難等事故に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMA T及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」による。

3 消火活動

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、消防本部、第八管区海上保安本部

(1) 船舶火災の協力措置

海上保安官署及び消防本部は、船舶火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防本部との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、次に掲げる船舶の消火活動については当該消防本部が責任をもって実施し、その他の船舶については海上保安官署が責任をもって実施する。

なお、この消火活動の実施に当たっては、海上保安官署と消防本部は相互に協力する。

- ア ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- イ 河川、湖沼における船舶

(2) 連絡調整

海難等事故の場合における消火活動等を効果的に行うため海上保安官署と消防本部は、おおむね、次の事項につき連絡調整を行う。

- ア 必要器材の保有状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報の交換
- イ 消火活動要領及び連絡周知システムの作成
- ウ 必要器材の集中使用の計画実施
- エ 必要器材の整備の促進

(3) 他の消防本部に対する応援要請

- ア 島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定

海難等事故の発生により所轄する市町村等の消防力で火災の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書」

- イ 緊急消防援助隊等による応援

海難等事故が発生した場合などで、情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合、知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

4 自衛隊の災害派遣要請

海難等事故が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。そのような場合において、知事は、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。

また、海上自衛隊は、自衛隊法第83条に基づく第八管区海上保安本部からの災害派遣要請によっても海難等救助及び消火活動を行う。

第5 海上・湖上交通の確保

1 基本的事項

大規模な海難等事故発生時には、海上・湖上輸送や航路障害等の発生が予想される。このため、迅速かつ適切に船舶交通規制等を実施し、海上・湖上交通を確保する。

2 海上交通規制等の実施

◆実施機関 第八管区海上保安本部

海上保安機関は、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、航行の制限又は禁止、航行船舶の火気使用禁止、港内在泊船舶に対する移動命令、危険物荷役の制限又は禁止その他必要な交通規制を行う。

3 応急措置の実施等

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、警察本部）、石見地区排出油等防除協議会、海上・湖上運送事業者

第八管区海上保安本部は、海難等船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときには、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

第6 災害広報等

1 基本的事項

大規模な海難等事故が発生した場合には、第八管区海上保安本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

◆実施機関 県、市町村、消防本部、報道機関

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、海難等事故対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集システムに混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、海運事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。